

ご契約者の皆様へ

自動車保険 商品改定のご案内

平素は朝日火災の自動車保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
さて、弊社では、平成28年4月1日以降保険始期のご契約より、商品改定および保険料の改定を行います。
つきましては、主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

I 商品の改定

Point 1 保険料長期分割払(年払・月払)の新設(ASAP ・ PAP にセットできます)

保険期間が1年を超える長期契約の保険料分割払(年払または月払)ができるようになりました。

改定前

長期契約の保険料払込方法は一時払のみでした。

保険料長期分割払(年払・月払)の特長

① 保険期間は2年から7年まで!

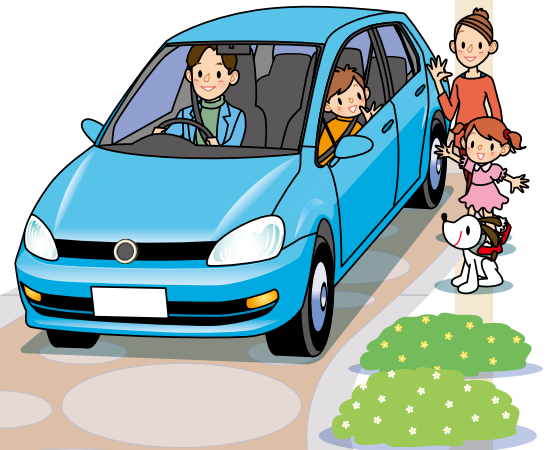
保険期間は2年から7年とし、保険料を年払または月払によりお支払いいただけます。

② 保険期間中は保険料のアップがありません!

保険期間中に保険料の改定や事故があっても、ご契約時に決定した保険年度ごとの保険料は変わりません。

③ 毎年の継続手続きが不要です!

保険期間中、毎年の継続手続きが不要です。



Point 2 長期契約の取扱規定の改定

以下の特約が長期契約にセットできるようになりました。

改定前

保険期間が1年を超える契約には以下の特約がセットできませんでした。

地震・噴火・津波危険
「車両損害」補償特約

ASAP

PAP



個人賠償責任補償
特約(国内限定補償)

ASAP

PAP



ファミリー自転車
傷害特約

ASAP



Point
3

その他の主な商品改定

項目	概要
搭乗者傷害保険の改定	普通保険約款の搭乗者傷害条項を搭乗者傷害特約(部位・症状別払)に名称を変更します。 なお、補償内容に変更はありません。
車両価額協定保険特約の改定	車両保険に車両価額協定保険特約を自動セットとします。 ただし、ご契約のお車が以下の場合を除きます。 ○用途車種がA種工作車・二輪自動車・原動機付自転車のいずれかである場合 ○レンタカーの場合 ○農耕作業用自動車の場合
二輪自動車の車両保険免責金額の改定	二輪自動車における車両保険の免責金額(自己負担額) 3万円を廃止します。
対物賠償責任保険における危険物積載自動車および航空機に対する支払限度額の新設	危険物を業務として積載またはけん引することによって生じた対物事故および航空機に対する対物事故については、対物賠償保険金が1億円超であっても支払限度額を1億円とします。
うっかりサポート制度の改定	運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件に関する特約(個人用)を改定し、運転者範囲に該当しない一定の続柄の方で新たに運転免許を取得された方や、新たに一定の続柄に該当することとなった方が運転中に起こした事故であっても、所定の期間内に契約条件の変更手続きを完了した場合、保険金をお支払いします。 なお、本改定に伴い、運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約および記名被保険者が個人の場合の運転者年齢条件外における削減払特約を廃止します。



保険料の改定

Point
1

保険料の見直し

参考純率の改定やご契約条件による保険金のお支払い状況を踏まえ、保険料の見直しを行います。お客様のご契約条件によって保険料が引上げまたは引下げとなりますので、ご契約いただく際には、申込書等に記載されたご契約条件ならびに保険料をご確認いただきますようお願いいたします。

※「参考純率」とは、損害保険料率算出機構が損害保険会社各社から集約したデータをもとに算出し、参考値として損害保険会社各社に提供している保険料率をいいます。

Point
2

割引率の改定

① ゴールド免許割引率の改定

ASAPのゴールド免許割引率を次のとおり拡大します。

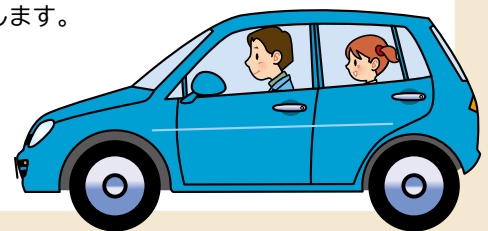
運転者年齢条件	現行	改定後
年齢を問わず補償	8%	12%
21才以上補償	8%	15%
26才以上補償	10%	15%
35才以上補償	10%	15%

② 運転者家族限定特約割引率の改定

運転者家族限定特約の割引率を「3%」から「1%」に改定します。

③ ASAP安心プラン割引率の改定

ASAP安心プラン割引率を「2%」から「1%」に改定します。



このリーフレットは、自動車保険の主な改定内容をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しい補償内容は「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載しています。保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までご照会ください。なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。



朝日火災海上保険株式会社

●お問い合わせ先

〒101-8655

東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL 03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>